

個別指導塾フェイス利用規約

第1条 本規約の適用

1. 本規約は、個別指導塾フェイス（以下「当塾」と称します）が提供する学習指導サービス（以下「本サービス」と称します）について、当塾と本サービスを利用される方（以下「塾生」と称します）およびその保護者（以下「保護者」と称します）の間の本サービスの利用契約の内容に関して適用します。
2. 塾生および保護者は、入塾の申し込みを行った時点で、本規約を承諾したものとみなします。

第2条 規約の変更

1. 当塾は本規約を変更することがあります。
2. 変更の際は、事前に塾生と保護者にその変更内容をお伝えし了解をとるものとします。

第3条 本サービスの内容

1. 当塾は塾生ならびに保護者に対して、以下のサービスを提供します。
 - ①志望校受験に対応した塾生が受講する教科の指導
 - ②塾生の進路に関連するカウンセリング
 - ③学習に関連するカウンセリング
 - ④その他上記①から③に関連する付随サービス

第4条 通常授業

1. 当塾で定期的に行われる個別指導の授業を通常授業といい、講師1名につき最大2名の塾生の学習を指導します。
2. 通常授業は週に1回（月に4回）を1単位とします。通常授業は最低1単位以上受講いただくものとします。また、受講する通常授業の単位数に制限はありません。
3. 通常授業の指導教科は、国語、英語、数学、物理、化学です。
4. 原則として、1単位の通常授業で受講できる教科は1教科とします。
5. 通常授業は月曜日から土曜日までとします。ただし、特別授業（第5条に規定）や代講（第6条に規定）は、日曜日に行われる場合があります。
6. 1単位の通常授業は月に4回のため、第5週目が休講となる月があります。また、年末年始、お盆、ゴールデンウィークの期間は休講とし、休講日は事前に塾生に連絡します。休講により通常授業の既定の授業回数（月4回）が減る場合は、休講日に振り替え代講を行います。
7. 入塾時に、通常授業の単位数、受講教科、授業曜日ならびに授業時間帯を塾生ならびに保護者と相談の上決定します。

第5条 特別授業

1. 春期、夏期、冬期の長期休み期間の追加の授業や学校のテスト対策、センター試験対策、私大・国公立2次対策など、通常授業とは別に行う個別指導授業を、特別授業といいます。特別授業は、随時、塾生の希望に応じて受講できます。
2. 通常授業の指導教科と授業形式は基本的に通常授業と同じです。ただし、授業内容によっては教科や授業時間などが通常授業とは異なる場合があります。
3. 特別授業開催の場合、当塾より塾生と保護者にその要項をご案内し、受講を希望する場合はお申し込みいただき、受講教科、受講回数ならびに授業日や授業時間帯などを塾生と相談の上、決定します。
4. 特別授業実施中も通常授業は通常通り行います。

第6条 授業の欠席と代講

1. 授業を欠席する場合は、その旨を、塾生もしくは保護者から授業開始時刻の1時間前までに、当塾まで連絡いただくものとします。欠席の連絡なく授業を欠席した場合、塾生は次項で規定する代講を受ける権利を失います。
2. 通常授業もしくは特別授業を、病気、学校の行事などのやむをえない理由で欠席した場合、別日に授業を受講することができます。これを代講といいます。代講の日時、講師は塾生と相談の上決定します。

第7条 授業の遅刻

1. 授業を遅刻する場合は、その旨を、塾生もしくは保護者から授業開始時刻前に、当塾まで連絡いただくものとします。
2. 遅刻した場合、授業時間は遅刻時間分短縮されます。
3. 遅刻の連絡がなく、授業開始時刻を30分以上経過した場合は、授業を受講できない場合があります。

第8条 自習

1. 当塾で事前に定める休講日以外の月曜日から土曜日の10:00から21:30の間、塾生は当塾内に設けた自習ブースもしくは授業用の空席で自習を行うことができます。

第9条 授業の変更

1. 塾生は入塾時に定めた授業内容（曜日、時間帯、教科、担当講師、受講回数など）を随時、変更することができます。授業内容を変更する場合は、事前に当塾に申し出てください。相談の上、新たな授業内容を決定します。
2. 講師の病欠、その他の理由で、授業内容（曜日、時間帯、担当講師など）を変更する場合があります。その際は、事前に塾生もしくは保護者への連絡をいたします。

第10条 講師

1. 担当講師は教科ごと塾生ごとに専任とします。ただし、塾生の希望による代講もしくは、講師の病欠、休暇、退職などやむをえない事情により、担当講師を変更する場合があります。
2. 塾生の希望により担当講師を変更することができます。

第11条 入塾

1. 入塾申込書の提出および入塾費のお支払いにより入塾とみなし、当塾と塾生ならびに保護者との基本契約が成立し、塾生ならびに保護者は当塾の本サービスを受ける権利が生じます。
2. 入塾後、塾生に応じた授業計画（学習計画および担当講師など）を立案し、塾生に説明いたします。

第12条 退塾

1. 退塾を希望される場合は、退塾の旨を文書あるいは口頭で、退塾を希望する日の1カ月前までに、当塾に申し出るものとします。
2. 退塾希望日を経過した時点で退塾とみなし、当塾と塾生ならびに保護者との基本契約が終了し、塾生ならびに保護者は当塾の本サービスを受ける資格が失効します。
3. 第13条に定める授業料を第13条3項に定める「支払い期日」が過ぎてもお支払いいただけない場合、退塾とみなします。やむをえない事由で支払いが遅延する場合は、その旨をお支払期日前までにお申し出ください。
4. 退塾月の授業料は、第13条の入塾費および授業料の規定によります。

第13条 入塾費および授業料

1. 入塾費および授業料は、別に定める支払い方法でお支払いいただくものとします。
2. 入塾の際、入塾費と入塾月に受講する授業回数分の授業料（1回の授業料は、通常授業の1単位の授業料の4分の1とします）を入塾申込書提出時にお支払いいただくものとします。
3. 通常授業の授業料は、別に定める1単位の通常授業料（週1回、月4回の授業料）に受講する単位数を掛けたものを1カ月の授業料とし、授業の対象となる月の前月の25日（「支払い期日」と称します）までにお支払いいただくものとします。
4. 通常授業料をお支払いいただいた時点で、該当月の通常授業のサービスの契約が成立したものとします。
5. 特別授業の授業料は、特別授業申し込み時にお支払いいただくものとします。申込書の提出と特別授業の授業料をお支払いいただいた時点で、特別授業のサービスの契約が成立したものとします。
6. 当塾にお支払いいただいた入塾費および授業料は、第14条のクーリング・オフの場合を除き、原則として返却いたしません。

第14条 クーリング・オフ

1. 入塾後、初回の授業より起算して14日間以内に、塾生もしくは保護者より退塾の申し出があった場合、お支払いいただいた入塾費ならびに授業料を全額返金いたします。
2. 当塾が、上項の金額を返金した時点で、塾生は退塾したものとみなし、当塾の本サービスを受ける権利を失います。

第15条 守秘義務

1. 当塾は、塾生および保護者の個人情報およびその他秘密情報を、契約期間中はもとより契約終了後においても以下の場合を除き第三者に漏えいしないものとします。
 - ① 法令に基づく場合。
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、塾生もしくは保護者の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、塾生もしくは保護者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2. 塾生および保護者においても同様に、講師の個人情報および本サービスを通じて知り得た当塾の秘密情報を第三者に漏えいしないものとします。

第16条 本サービスの中止と免責

1. 当塾は、地震、火災、台風などの天災および事故・社会的騒乱により塾生および保護者に対して提供すべきサービスの一部または全部を、中断または中止することがあります。この場合、緊急時を除き、事前に塾生または保護者に通知するものとします。
2. 当塾は、前条における天災地変その他の不可抗力および当塾の責に帰すことができない事由により本サービスを提供できなかった場合、これによる損害の補償をいたしません

第17条 本サービスの停止など

1. 当塾は、次の事由がある場合は本サービスの提供を停止し、また、契約を解除することができるものとします。また、本条により契約解除になった場合でも、第13条第6項は適用されるものとします。
 - ① 塾生または保護者が本規約に繰り返し違反した場合。
 - ② 塾生または保護者が他塾生に対する重大な迷惑をかけた場合。
 - ③ その他、塾生または保護者が塾の運営に対して著しい支障を与えた場合。

第18条 協議解決

1. 本規約に定めない事項について疑義を生じた場合には、その都度、塾生または保護者と当塾は誠意をもって協議を行うものとします。

第19条 管轄裁判所

1. 前条の規定にもかかわらず、協議によっても解決しない場合には、広島簡易裁判所もしくは広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第20条 準拠法

1. 本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本法を準拠法とします。

改定履歴

平成26年3月4日：授業教科変更に伴う改定、語句「科目」を「教科」に統一

平成26年3月5日：文章表現の不備の修正（契約内容に変更なし）

平成27年2月5日：第4条3項 指導教科に生物と社会を追加

平成29年6月5日：第4条の通常授業の時間帯と高校1年生までの1単位の2教科受講を削除（指導コースに60分授業コースを追加したため）
第4条3項 指導教科に生物と社会を削除

【本利用規約に関する付帯情報】

本サービスの提供事業者は、株式会社フェイスです。

代表者：長谷川 徹

所在地：広島市南区大須賀町13-11

お問い合わせ：info@faith-ed.com

URL: <https://www.faitch-ed.com>